

今こそ知っておきたい! タバコ 2大トピックス

Topic 1



“スモークフリー”の
オリンピック・
パラリンピックに向けて

受動喫煙対策が強化されました

2018年7月、改正健康増進法が成立し、「望まない受動喫煙」をなくすためのルールが定められました。東京オリンピック・パラリンピックのために来日する人々が受動喫煙の被害に遭わないよう、レストランや居酒屋も禁煙化する全面施行は2020年4月1日ですが、学校や病院、行政機関などでは敷地内禁煙が2019年7月から実施されました。

吸えなくなるのは
どんなところ?



① 学校や病院、行政機関は原則敷地内禁煙

屋内の喫煙室は禁止されます。屋外喫煙所の設置はできませんが、推奨されていません。

② 貸切バス、ハイヤー、タクシーも喫煙禁止

③ 一般企業は原則屋内禁煙

喫煙専用室は設置できますが、受動喫煙は防止できません。

④ 飲食店も原則屋内禁煙

喫煙専用室、既存の小規模店*は経過措置として喫煙を選択可。ただし、未成年者は客も従業員も喫煙エリアに立ち入らせることができません。

*客席面積100㎡以下かつ資本金5,000万円以下で、2020年4月1日時点で営業している店

基本のルール

原則敷地内禁煙、
原則屋内禁煙



「喫煙可能な施設」は
標識掲示が義務

標識掲示
あり

未成年者は
喫煙エリアへの
立入禁止

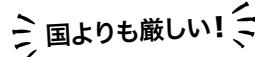


違反の場合は
過料(罰金)あり

個人は
最大30万円
事業者は
最大50万円

施行のスケジュール

- 2019年1/24～ 屋外で喫煙する際の配慮義務
- 2019年7/1～ 学校・病院・児童福祉施設、行政機関は原則敷地内禁煙(一部施行)
- 2020年4/1～ 飲食店も原則屋内禁煙(全面施行)



国よりも厳しい! 東京都受動喫煙防止条例

2020年東京オリンピック・パラリンピックで多くの人々が来日する東京都では、より規制が厳しいルールが定められています。

- (例)
- 従業員のいる飲食店は規模に関わりなく原則屋内禁煙
 - 幼稚園・保育所、小・中・高校では、屋外の喫煙所の設置も禁止

Topic 2



“加熱式”でもタバコです

加熱式タバコ最新情報

近年、利用者が急増している加熱式タバコ。日本の成人の約10%が加熱式タバコを吸っているという調査もあります。「健康被害が少ない」「周りの人に影響がない」と思われがちですが、健康リスクがあるということがわかってきました。

加熱式タバコが危険な2大理由

① 発がん性物質が含まれている

加熱式タバコからもアルデヒド類などの発がん性物質が発生します。量が減っても発がんのリスクが減る保証はありません。

② 周囲の人への悪影響の危険性がある

加熱式タバコを使用した人の呼気には有害物質が含まれています。加熱式タバコを近くで使用されたことで、周囲の人の39%が気分不良・のどの違和感・目の痛みなどを感じた、という論文も発表されています。

動画で
チェック



改正健康増進法での
加熱式タバコの
規制は?



加熱式タバコは、タバコの葉を加熱し、ニコチンを含むエアロゾル(ミスト・霧)を吸うタバコ製品。当然、禁煙の場所では吸えません。ただし、「当分の間の措置」として、加熱式タバコ専用の喫煙室内でのみ、飲食しながらの使用が可能とされました*。

*神奈川県や兵庫県は飲食が可能な加熱式タバコの専用室を禁止しました。加熱式タバコの二次曝露(受動喫煙)から従業員を守るためです。

やっぱり
おすすめ
禁煙外来

発がん性物質が含まれている以上、紙巻タバコも加熱式タバコもやめるのが最善です。禁煙外来なら、医師の指導と禁煙治療薬の使用で、成功率も高くラクに禁煙可能。さらに医療保険の適用(加熱式タバコも対象)で、1~2カ月分のタバコ代(14,000~20,000円)と同じ値段で禁煙できます。